

令和2年度 ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業
事業名「地域とともにある学校づくりの推進」

学校と地域の新たな協働体制の構築のための 取組状況調査の報告書

大分県内市町村教育委員会の「地域学校協働活動」推進のための
「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部の体制整備」の取組状況について

↓
対応方策のヒントは、別冊「Q&A資料」をご覧ください
※「NPO法人大分県協育アドバイザーネット」に掲載

HP

<大分県版>

～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～

Q(課題・質問)&A(アドバイス)



2020年(令和2年)10月

NPO法人大分県協育アドバイザーネット

目 次

☆学校と地域の新たな協働体制の構築のための現状調査の概要	2
☆大分県内市町村教育委員会へのアンケートの概要	3
☆大分県内市町村教育委員会での取組の状況調査結果	4～
Ⅰ コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の取組状況について	4
1. 質問と回答数	
2. 回答数のブラフと説明	
3. コミュニティ・スクールの導入及び地域学校協働本部の体制整備の取組状況の考察	
Ⅱ 「地域学校協働活動」の推進について	5
1. 質問と回答数	
2. 回答数のブラフと説明	
3. 地域学校協働活動の取組状況の考察	
Ⅲ 学校運営協議会制度の導入について	6
1. 質問と回答数	
2. 回答数のブラフと説明	
3. 学校運営協議会制度の取組状況の考察	
Ⅳ 地域学校協働本部（又は類似した取組）の体制整備について	11
1. 質問と回答数	
2. 回答数のブラフと説明	
3. 地域学校協働本部（又は類似した取組）の体制整備の取組状況の考察	
Ⅴ 地域学校協働活動の一体的な推進について	13
1. 質問と回答数	
2. 回答数のブラフと説明	
3. 地域学校協働活動の一体的な推進の取組状況の考察	
Ⅵ 市町村教育委員会へのアンケートのまとめ	17
※＜NPO法人大分県協育アドバイザーネットの願い＞	18

学校と地域の新たな協働体制の構築のための現状調査の概要

当法人は、大分県の「教育の協働」を地域で推進するお手伝いをさせていただくことを目的に、大分大学高等教育開発センターの支援を受けて、平成 22 年 12 月に設立しました。

本報告書は、公益財団法人おおいた共創基金（めじろん基金）が公募しました「令和 2 年度ふるさと創生 NPO 活動応援事業費補助金事業」の補助を受けて、大分県教育委員会、大分大学高等教育開発センターの協力をいただき、大分県内の市町村教育委員会の取組の現状の報告書です。

本事業につきましては、文部科学省が推進しています「地域と学校の連携・協働を通じて社会総がかりでの教育」の仕組みづくりにより、「学校を核とした地域づくり」の一助になるよう、下記のフローチャートのとおり、大分県内の現状を整理して、情報提供を行うこととしました。

具体的には、平成 30 年度から下記の文部科学省の方針に沿って市町村教育委員会へのコンサルティングを行う中で見えてきた様々な課題の整理を基にして、大分県内の市町村教育委員会での取組の現状についてアンケートを行い、併せて、大分県版の、課題と必要なアドバイスのための「Q & A 資料」の作成と、研修会や交流会を実施することとしています。

なお、本アンケート調査にご協力いただきました市町村教育委員会をはじめ、大分県教育委員会、大分大学高等教育開発センターの関係者へお礼を申し上げます。

NPO 法人大分県協育アドバイザーネット 理事長 中川忠宣

＜文部科学省の方針の概要＞

1. 全国的に地域と学校の連携・協働（地域学校協働活動）を推進する。

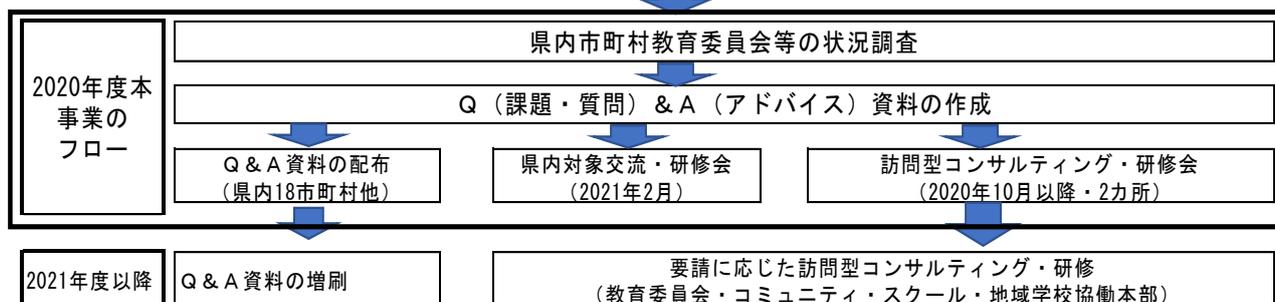
地域の様々な機関や団体等のネットワーク化を行い、学校、家庭、地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく環境づくりを進め、子どもとの関わりの中で、大人も共に学び合い、育ち合うことにより、地域の将来を担う人材を育成する教育活動を推進し、自立した地域社会の基盤の構築を図る。

2. そのために以下の事業を行う。

- ① 学校運営協議会制度をすべての公立学校に導入して、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換を図る。
- ② すべての小中学校区において地域コーディネーターを置いて、すべての小中学校区をカバーする地域学校協働活動の核となる地域学校協働本部の体制整備を推進することにより、「地域とともにある学校」への転換のための協働の取組のシステム化を図る。

2020年度県補助事業「地域とともにある学校づくり推進事業」の概要

- 事業 1：学校運営協議会の役割や地域学校協働本部の活動についての Q（質問・課題）& A（アドバイス）資料を作成する。
 事業 2：①中央講師の招聘と県内事例による、全県的な実践者を対象にした交流・研修を実施する。
 ② 2 市町村教育委員会と協働して、地域毎の課題に対応する訪問型コンサルティング・交流・研修を実施する。



大分県内市町村教育委員会へのアンケートの概要

1. 調査担当

NPO法人大分県協育アドバイザーネット

2. 調査協力機関

大分県教育委員会

大分大学高等教育開発センター

3. 調査対象

大分県内市町村教育委員会：18市町村教育委員会

※回答市町村教育委員会：18市町村教育委員会（有効回収率：100%）

4. アンケート項目

学校運営協議会の役割や地域学校協働本部の活動に関する現状や課題について

※計12項目（39質問*内32質問は「充分」「まあ」「してない」「その他」の4択）

（1）地域学校協働活動の推進について（2項目：4質問）

（2）学校運営協議会制度の導入について（6項目：18質問）

（3）地域学校協働本部（又は類似した取組）の体制整備について（1項目：6質問）

（4）地域学校協働活動の一体的な推進について（3項目：11質問）

5. 調査方法

（1）調査手段：質問紙法

（2）調査時点：2020年（令和2年）5月1日現在

（3）7月9日に大分県教育委員会から市町村への協力依頼をしていただき、7月10日付けで郵送依頼を行った。加えて、NPO法人大分県協育アドバイザーネットのHPに掲載した。

※8月10日回答締め切りを延長して、8月20日までに全ての回答があった。

6. 用語の説明

（1）地域学校協働活動：地域学校協働本部を中心として地域の様々な組織等のネットワーク化による、コミュニティ・スクール等の取組と地域住民の協働した活動

（2）コミュニティ・スクール：地域住民等を任命した学校運営協議会制度を導入した学校

（3）地域学校協働本部：地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）等を置いて、地域組織団体等のネットワーク化と日常の学校等と地域の協働活動のための運営を行う体制

7. 記載上の留意事項

留意事項1. 各設問について、一番近い選択肢に1つ○を付けてください。ただし、1つの選択が不可能で2つ以上に該当する場合は、該当する2つ目以降の項目には△を記入してください。

留意事項2. 項目毎の「課題や質問の記入」の欄には、各質問での「その他」を選択した場合の内容や、今後の取組のために「解決したい」「質問したい」内容等について必要に応じて簡潔に記載してください。

留意事項3. 文部科学省の施策をしていない場合や、不明な内容等がありましたら記載は不要です。

大分県内市町村教育委員会での取組の状況調査結果

今回のアンケートは、質問紙法でおこなった関係で「充分している」「まあしている（一部している等）」「していない」「その他（分からない等）」の回答について、自治体によってニュアンスの違いがあることが予想され主観的な回答になっている質問もあることが考えられます。

よって、今後、一定の権限と責任のある機関等がカンファレンスやコンサルティングなどの面接法による調査やアドバイスの取組をおこなうなどが期待されます。

I コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の取組状況について

1. コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の整備状況と回答数

状況1. コミュニティ・スクールの導入開始年度： 平成・令和 年度、（ ）未定

* 状況：導入済み（17） 未定（1）

同 全公立学校導入年度（予定）： 平成・令和 年度、（ ）未定

* 状況：導入済み（10） 2020 以降に導入予定（5 <内 2 は 2020 年度導入予定>） 未定（3）

状況2. 地域学校協働本部（校区ネットワーク会議等を含む）整備開始年度

： 平成・令和 年度、（ ）未定

* 状況：整備開始済み（16） 2020 年度整備予定（1） 未定（1）

同 全公立学校カバー年度（予定）： 平成・令和 年度、（ ）未定

* 状況：整備済み（16） 2020 年度整備予定（2） 未定（4）

2. 回答数のブラフと説明

<図1> 状況1のコミュニティ・スクールの導入時期については、2020年5月1日現在では17自治体で既に行われており、1自治体は今後も未定である。全公立学校への導入については10自治体では既に導入しており、2020年度以降に導入の予定が5自治体で（各2020年度が2、2021年度が1、2022年度が1、2024年度が1自治体である）、「今後も未定」が1自治体となっている。

状況2の地域学校協働本部の整備は2020年5月1日現在では16自治体で既におこなわれており、1自治体は2020年度に整備、1自治体は今後も未定である。全公立学校カバーの整備については12自治体では既に整備しており、2020年度の予定が2自治体、今後も未定が1自治体となっている。

図1 CS導入／本部整備状況



3. コミュニティ・スクールの導入及び地域学校協働本部の体制整備の取組状況の考察

大分県教育委員会の2019年（平成31年）5月調査では、公立小中学校へのコミュニティ・スクールの導入状況は70.5%（全国3位）になっています。また、地域学校協働本部の体制整備の実施状況は79.4%（全国7位）でしたが、今回の2020年（令和2年）5月現在の調査では、17自治体で2020年度中にはコミュニティ・スクールの導入、及び地域学校協働本部の体制整備が完了し、今後の取組についても全学校を対象にして計画的な推進を予定している。

Ⅱ 「地域学校協働活動」の推進について

県内18自治体のうち17自治体（本部は令和2年度からの実施を含む）は既にコミュニティ・スクールの導入と、コーディネーターを含む地域学校協働本部等の体制整備をしており、どちらの取組も実施している17自治体の状況について報告する。

1. 質問と回答数

項目1. 学校運営協議会制度と地域学校協働本部の連携・協働の取組や、首長部局の関連施策を踏まえた上での「教育の協働」の方向性と地域学校協働活動の総合的なプランの作成に関すること

質問1. 教育行政だけでなく、貴市町村の「まち・ひと・しごと創生」の施策と関係づけた地域学校協働活動のプランの作成をしていますか。

(0) 充分にしている (6) まあ、している (7) していない (4) プランを作成していない

質問2. 学校運営協議会制度と地域学校協働本部の目的や役割を明確にして、2つの事業の連携による地域学校協働活動の推進に関するプランの作成をしていますか。

(1) 充分にしている (5) まあ、している (4) していない (7) プランを作成していない

項目2. 学校運営協議会や地域学校協働本部を各学校に置く場合に比べて、小学校を含む中学校区等の一定エリアで取り組む場合の課題に対応するための留意事項に関すること

質問3. 中学校区の学校運営協議会を設置した場合に、運営方針を承認すること、承認したことについての各学校の運営への参画の仕方等について教職員や運営協議会委員へ周知していますか

<注意> 1自治体では学校毎と中学校に設置を併用している

(4) 充分にしている (3) まあ、している (0) していない (10) 各学校に設置

質問4. 中学校区に地域学校協働本部を整備した場合に、中学校区の様々な組織・団体等との協働やネットワーク化などについて地域学校協働本部（コーディネーター）へ周知していますか。

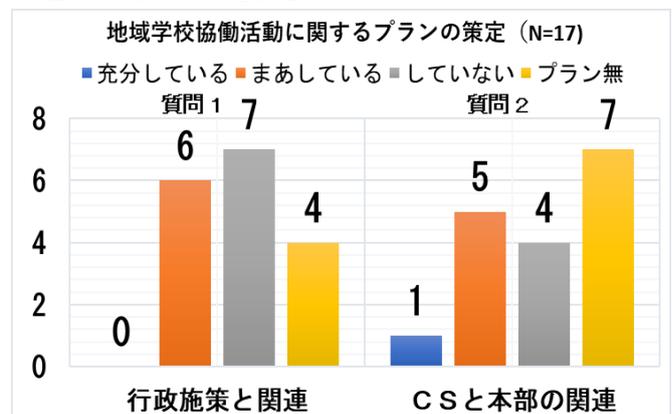
<注意> 1自治体では学校毎と中学校に設置を併用している

(4) 充分にしている (7) まあ、している (1) していない (5) 各学校に整備

2. 回答数のグラフと説明

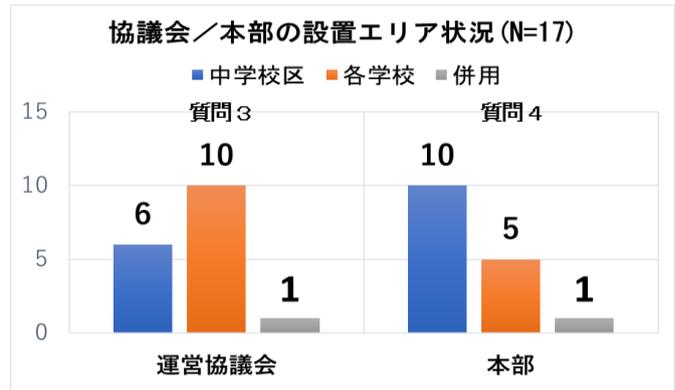
<図2> 地域学校協働活動のプランの策定に関して、質問1の首長部局の「ひと・もの・しごと創生」施策と関係づけている自治体でも「まあ、している」が6自治体に止まっていること、質問2の教育委員会で策定されるプランにおいても学校運営協議会制度と地域学校協働本部の整備の連携について「充分にしている」が1自治体、「まあ、している」が5自治体であり、多くの自治体では、2つの取組が単独で行われている可能性が高いと考えられる。

図2 プランの策定状況



＜図3＞質問3の学校運営協議会を中学校区で設置している自治体が6自治体、各学校に設置している自治体が10自治体、中学校区の規模の大きさにより併用している自治体が1自治体である。質問4の地域学校協働本部の整備については中学校区（又は教育委員会に一つ）で整備しているが10自治体、各学校に設置が5自治体、中学校区の規模の大きさにより併用が1自治体である。

図3 協議会・本部の設置エリアの状況



3. 地域学校協働活動の取組状況の考察

地域学校協働活動の推進については、首長部局の施策との関連での取組や、学校運営協議会制度の導入と地域学校協働本部の体制整備との連携に関するプランが重要ですが、図2に示すようにそのプランが無いことや、学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備の連携に関する取組が明確にされていないことなどが考えられます。よって、総合的な施策としての取組を検討することが求められるのではないのでしょうか。

図3に示した学校運営協議会が担当するエリアと、地域学校協働本部が担当するエリアについては、2006年度に大分県教育委員会が策定した「地域協育振興プラン」で、公民館を中心として中学校区で学校支援の活動を推進する「校区ネットワーク会議」の体制づくりを提案しており、この仕組みをベースとして取り組まれている傾向があります。しかし、この取組については留意事項もあるため、別冊「Q&A資料」を参考にいただければと思います。

Ⅲ 学校運営協議会制度の導入について

1. 質問と回答数

項目3. 学校運営協議会制度の導入が学校評議員制度からの移行であったり、すでに地域からの学校支援が行われていたりしているなどの理由から、本来の目的のための学校運営協議会の活動を推進しにくいという課題に関すること

質問5. 教育課題である教職員の働き方改革、いじめ・不登校対策、学力向上、地域に開かれた教育課程等の教育行政の重点施策へ対応するという目的を教職員や運営協議会委員に周知していますか。

(10) 充分にしている (7) まあ、している (0) していない (0) その他

質問6. 学校運営協議会は「合議体としての機能」「法律による役割（権限）がある」「主体的な参画による連携・協働性」という機能があることを教職員や協議会委員に周知していますか。

(10) 充分にしている (7) まあ、している (0) していない (0) その他

質問7. 学校運営協議会が協働活動の機能を全て担うのか、地域学校協働本部等の活動と連携した取組を行うのかについて教職員や運営協議会委員に周知していますか

(5) 充分にしている (7) まあ、している (5) していない (0) その他

項目 4. 学校運営協議会委員の人選について、必要不可欠な人材の選任や、中学校と小学校の競合等に関すること

質問 8：運営協議会委員の選任に当たっては地方教育行政の組織運営に関する法律の 47 条 5 に規定されている 4 つの分野から任命することを教職員や運営協議会委員に周知していますか。

(10) 充分にしている (6) まあ、している (1) していない (0) その他

質問 9：教職員を委員に任命する場合は、学校運営協議会設置要綱(規則)等において教職員の場合の権限と責任について教職員や運営協議会委員に周知していますか。

<注意>「その他」の 1 自治体では教職員を任命していない

(4) 充分にしている (6) まあ、している (5) していない (3) その他

質問 10：学校毎に学校運営協議会を設置する場合など、委員の選任について小学校と中学校の競合について配慮事項を周知していますか。

<注意>学校毎でも中学校区でも配慮が必要として対応している

(4) 充分にしている (8) まあ、している (3) していない (2) その他

項目 5. 学校運営協議会の重要な役割である「学校運営の基本方針を承認する」(地教行法 47 条 5) ことについて、その重要性と責任等についての理解に関すること

質問 11：「学校運営の基本方針を承認する」ための承認事項に関して、必要な内容や様式を教育委員会で作成していますか。

(7) 充分にしている (5) まあ、している (5) していない (0) その他

質問 12：学校運営協議会としての「学校運営の基本方針を承認する」という役割について、承認したことへの責任を果たすための参画の仕方について教職員や運営協議会委員に周知していますか。

(7) 充分にしている (9) まあ、している (1) していない (0) その他

質問 13：「社会に開かれた教育課程」は、学校と保護者・地域住民等が「対等な立場で」協議して組織的・継続的に参画することによって実現するものであり、校長がかわっても、継続すべき取組について「対等な立場」で協議することの必要性について教職員や運営協議会委員に周知していますか。

(9) 充分にしている (6) まあ、している (2) していない (0) その他

項目 6. 「職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。」(地教行法 47 条 5) ことに関すること

質問 14：「職員の採用その他の任用に関して意見を述べることができる。」という趣旨や手続きについて教職員や運営協議会委員に周知していますか。

(6) 充分にしている (9) まあ、している (1) していない (1) その他

項目 7. コミュニティ・スクールに関する教職員や学校運営協議会委員等への周知に関すること

質問 15: 全教職員へ、コミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等について周知していますか。

(4) 全員対象にした (6) 学校毎にした (5) 所属に任せている (2) その他

質問 16: 全運営協議会委員へ、権限と責任、日常的な活動、関係者評価等について周知していますか。

(5) 全員対象にした (6) 学校毎にした (5) 所属に任せている (1) その他

質問 17: 全コーディネーターへコミュニティ・スクールとの協働について周知していますか。

(5) 全員対象にした (4) 所属毎にした (7) 所属に任せている (1) その他

質問 18: 教育委員会として全教職員に対する定期的な研修をしていますか。

(1) している (4) 所属毎にしている (11) 所属に任せている (1) その他

質問 19: 教育委員会として全運営協議会委員に対する定期的な研修をしていますか。

(1) している (4) 所属毎にしている (10) 所属に任せている (2) その他

項目 8. コミュニティ・スクールの導入による教職員の多忙化や多忙感に関すること

質問 20: コミュニティ・スクールの導入は、学校だけでの取組が難しいことへの対応が可能になるという制度であることを教職員に周知していますか。

(7) 充分にしている (9) まあ、している (1) していない (0) その他

質問 21: コミュニティ・スクールの導入による、教職員の具体的な仕事量の増加の内容について教職員自身が認識していますか。

(0) 充分にしている (14) まあ、している (0) していない (3) 分からない

質問 22: 各学校で、教職員と運営協議会委員等との熟議等をとおして、コミュニティ・スクールの導入の意義と取組の方策を考える取組をしていますか。

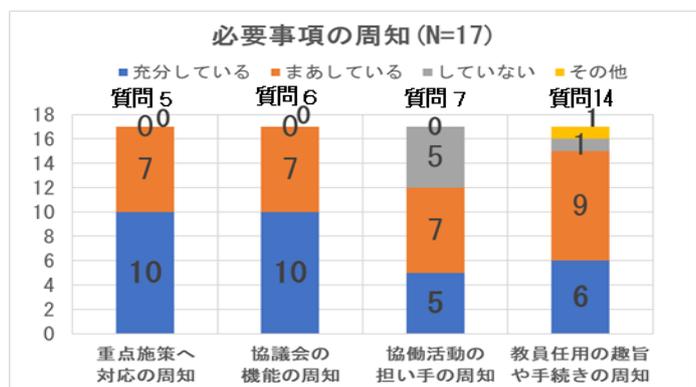
(2) 充分にしている (12) まあ、している (1) していない (2) 分からない

2. 回答数のブラフと説明

学校運営協議会制度の導入済みの 17 自治体についての 18 の質問に関して、図 4～図 9 について取組状況を整理する。

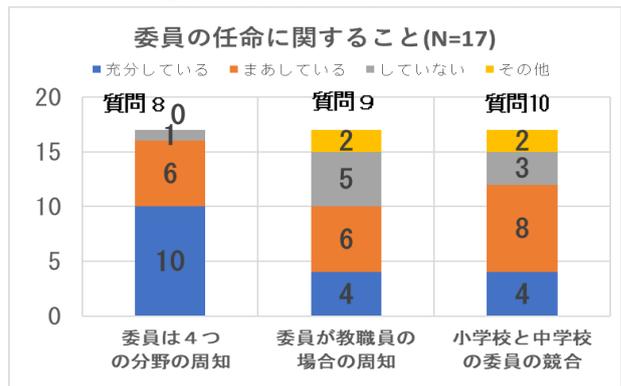
<図 4> 教職員及び学校運営協議会委員への学校運営協議会制度の導入についての重要事項の周知について、質問 5・質問 6 については 10 自治体が「充分にしている」、7 自治体が「まあ、している」となっている。しかし、質問 7・質問 14 では「充分にしている」という回答は約 1/3 の自治体となっている。

図 4 学校運営協議会制度の重要事項の周知状況



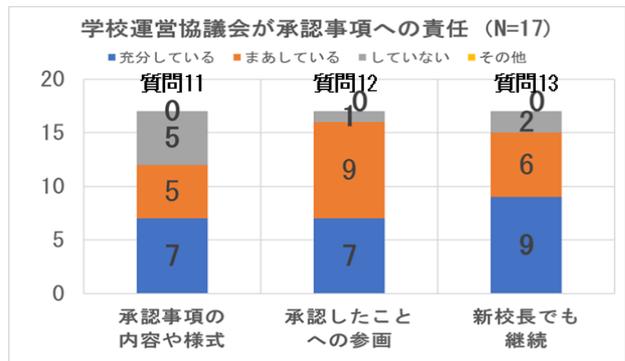
＜図5＞学校運営協議会委員の任命に関して大切な事項として質問8～質問10の回答について示している。基本的には全ての質問において「充分している」ことが望ましい事項である。質問8は「地教行法」47条5で規定されている委員の構成の周知状況である。質問9の「教職員を任命する」場合と、質問10の「エリア内の小学校と中学校の委員が重複する」場合の学校の対応に関する周知を「充分している」が4自治体である。

図5 学校運営協議会委員の任命に関すること



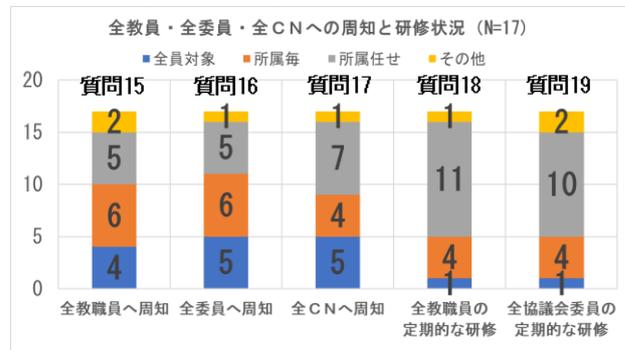
＜図6＞質問11～質問13の学校運営協議会の役割として重要な「学校運営の基本方針の承認」に関する回答を示している。全ての質問において「充分にしている」ことが望ましい事項である。質問11の学校運営協議会の承認事項に関する内容や様式の作成については「充分している」が7自治体であり、「していない」の回答も5自治体ある。質問12と質問13についても「充分にしている」が半数程度である。

図6 学校運営協議会の承認に関すること

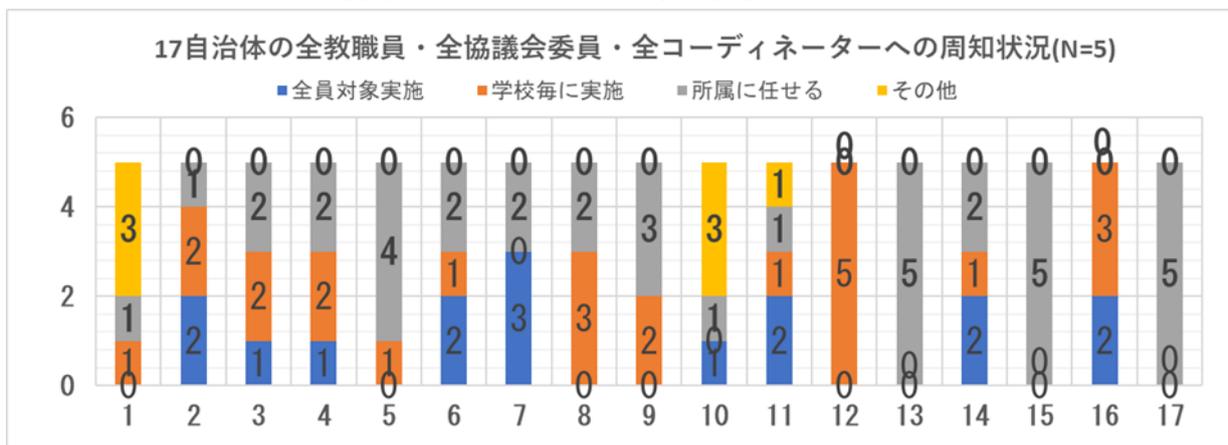


＜図7＞質問15～質問19毎の実施状況の自治体数を示している。全関係者への周知に関する質問15～質問17については「全員対象にした」「所属毎にした」「所属に任せている」がそれぞれ1/3程度で、「その他」は「県の研修会への参加」等である。定期的な研修の状況についての質問18と質問19の実施状況については「まあ、している」を含めて5自治体である。

図7 全関係者への周知と研修状況



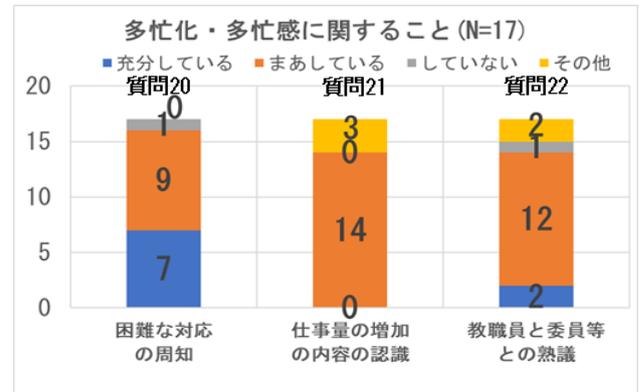
＜図8＞17の自治体について、図7を自治体毎に各自治体の取組状況を示した。12番と13番
 ＜図8＞ 関係者全員への教育委員会としての周知、研修の取組状況



と14番の自治体を例にして図の見方を説明する。図7の5つの質問について、12番の自治体は全て「所属（学校）毎に実施」しており、13番の自治体は全て「所属に任せている」、14番の自治体は「全員対象に実施」が2項目、「所属（学校）毎に実施」が1項目、「所属に任せている」が2項目であることを示している。

＜図9＞教職員の多忙化・多忙感に関する質問20～質問22については教職員自身の認識を促す内容として重要であるが、取組自体が学校で行われることであるために教育委員会としては十分に把握されていないことが考えられる。特に、質問21の教職員自身が抱えている「具体的な仕事量の増加の内容」と、質問22の「各学校での学校運営協議会と教職員の情報交換等の取組」についてはこの調査では見えてこなかった。

図9 教職員の多忙化・多忙感に関すること



3. 学校運営協議会制度の取組状況の考察

学校運営協議会制度は、「地教行法」47条5において規定されており、地域住民の代表者で構成した学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールという制度です。保護者や地域住民等が学校運営に参画することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みの制度です。よって、直接の関係者である教職員と学校運営協議会委員がこの制度を十分に理解して、活用していく取組が求められます。

図4で示した「学校運営協議会制度の重要事項の周知状況」は学校運営協議会制度の導入時に重要な取組であり、もし、十分にできていない場合は、校長会や図7に示した研修の実施の中でおこなうことが可能になると考えられます。

図5で示した「学校運営協議会委員の任命に関すること」については、特に、教職員を委員に任命する際の配慮事項について検討し、教職員が学校運営協議会委員としての役割を担えるよう指導することが求められます。具体的には、別冊「Q&A資料」に記載しています。

図6で示した「学校運営協議会の承認に関すること」は、学校運営協議会の役割の根幹であり、学校長も学校運営協議会委員も十分な理解と認識が求められます。教育委員会としては「承認事項の内容や様式を示す」こと、学校運営協議会としては「承認したことに係る責任ある活動をする」こと、学校としては「校長が異動しても基本的な運営方針の根幹に関することを継続する」などについて、関係者の共通理解を図ることが求められます。

図7で示した「全関係者への周知と研修状況」についての取組が進んでいない傾向が見られ、コミュニティ・スクールの取組の成果を上げることや、地域住民の協働活動への参加を拡大することなどが危惧されます。幅広い成果を上げるために必要な「意識の改革」と「情報の共有」を取組の出発とするための「周知」と、「研修」による「教育の協働」のシステムづくりが求められます。

図9に示した「教職員の多忙化・多忙感に関すること」は、コミュニティ・スクールの取組に教職員が主体的に関わるためのポイントです。「何が多忙なのか」「どうして多忙を感じるのか」を整理するとともに、その多忙を排除、乗り越える方策を教師自身が検討する必要があります。具体的には、別冊「Q&A資料」に記載しています。

IV 地域学校協働本部（又は類似した取組）の体制整備について

1. 質問と回答数

項目9. これまでの「学校支援地域本部」や「学校応援団」等の取組を拡充したシステムである「地域学校協働本部」の役割と体制の整備に関すること

質問23：地域学校協働本部は、地域の様々な組織団体や住民の緩やかなネットワークづくりを進めることと、日常的なコーディネートを行うものであるということを地域学校協働本部の関係者に周知していますか。

(6) 十分にしている (8) まあ、している (2) していない (1) その他

質問24：地域学校協働本部は、コーディネートによって地域住民との協働が可能になることや、教職員の多忙化への対応や子どもの学びの充実等が可能になるということを地域学校協働本部の関係者に周知していますか。

(4) 十分にしている (11) まあ、している (1) していない (1) その他

質問25：地域学校協働本部は、ネットワークのそれぞれの組織団体の活性化や、地域住民の地域づくりへの参加や生きがいに繋げるシステムづくりであるということを地域学校協働本部の関係者に周知していますか。

(5) 十分にしている (10) まあ、している (1) していない (1) その他

質問26：地域学校協働本部の打ち合わせ、全本部の合同打ち合わせ等は定期的に行われていますか。

(6) 十分にしている (9) まあ、している (2) していない (0) その他

質問27：地域学校協働本部の体制の整備と、地域社会の青少年育成の組織・団体、首長部局が所管する自治会等の既存の組織団体との連携・統合・融合等について検討しながら推進していますか。

(2) 十分にしている (10) まあ、している (5) していない (0) その他

質問28：行政職員ではない地域学校協働本部のコーディネーター（地域コーディネーター）への「地域学校協働活動推進員」の委嘱をしていますか。

<注意> 3自治体では本部を公民館職員や学校運営協議会委員が担当しており委嘱はしていない

(5) 全員にしている (4) 一部にしている (7) していない (1) その他

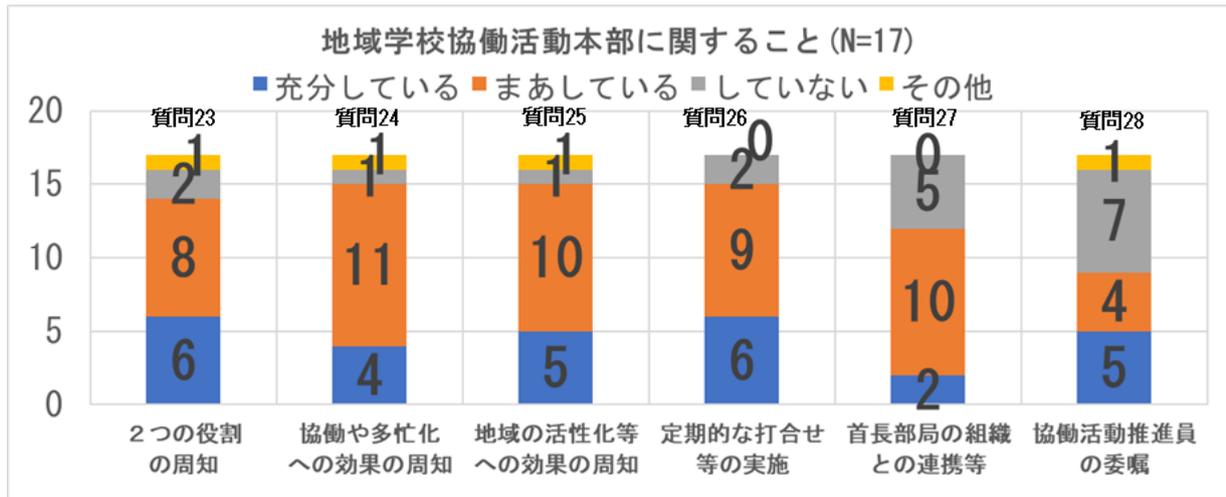
2. 回答数のブラフと説明

地域学校協働本部の体制整備済み（16自治体）と2020年度に整備を進めている1自治体を含めた17自治体に対する6つの質問に関して、図10～図11について取組状況を整理する。

<図10> 地域学校協働本部の体制整備に関する質問23～質問28の回答を示している。質問23～質問26については、地域学校協働本部の「ネットワークづくり」と「日常のコーディネート」の2つの役割について、地域学校協働本部の充実による効果に関して、地域学校協働本部内や本部相互の打ち合わせの4つの回答を示しており、「十分に周知・実施している」が4自治体～6自治

体となっている。質問 27 の地域の組織団体や首長部局の既存の組織団体との連携等はあまり検討されていないと考えられる。また、社会教育法の第 9 条 7 によって追加された質問 28 の「地域学校協働活動推進員」の委嘱について「十分にしている」のが 5 自治体であり、地域学校協働本部の体制の違いはあるが、今後の検討が求められる。

図 10 地域学校協働本部の体制整備に関すること



3. 地域学校協働本部（又は類似した取組）の体制整備の取組状況の考察

学校運営協議会制度は、コーディネーターを配置して地域住民のネットワーク化による、日常的な学校と地域住民の協働活動を運営する域学校協働本部とが協働することが重要です。よって、この地域学校協働本部の役割は大きく、この体制整備は学校運営協議会制度の成功の鍵を握っていると言えると思います。但し、地域学校協働本部の体制については、文部科学省が提案する独立した体制での地域学校協働本部だけでなく、これまで取り組んできた地域の実情に合わせて、学校運営協議会にネットワークづくりと日常のコーディネート機能を持たせた 1 自治体と、公民館職員にコーディネーターの職務を持たせて公民館がネットワークづくりと日常のコーディネート機能を持つ 2 自治体があります。

図 10 で示した地域学校協働本部の体制整備に関する状況から見て、コミュニティ・スクールとの協働や地域学校協働活動の推進に関することについて、地域学校協働本部の関係者への日常の活動についての周知と活動への支援が十分にできていないことが危惧されます。このことは、これまでの「学校から求められる支援や応援」をおこなう役割を継続するだけではなく、地域学校協働本部が担う「教職員の多忙化への対応や子どもの学びの充実」「地域の組織団体の活性化や、地域住民の地域づくりへの参加や生きがいづくり」に寄与できる役割も担っているかどうかを検証する必要があるのではないのでしょうか。まず、地域学校協働本部の担当である社会教育サイドからの検証が必要と考えられます。そのためには質問 26 の取組である「地域学校協働本部の打ち合わせ、全本部の合同の打ち合わせ等の定期的な実施」、質問 27 の取組である「地域社会の青少年育成の組織・団体、首長部局が所管する自治会等の既存の組織団体との連携・統合・融合等」の観点が必要ではないのでしょうか。また、質問 28 の地域学校協働活動推進員の委嘱については、地域学校協働本部の役割を公民館職員や学校運営協議会委員が担当している 3 自治体と、既に全て委嘱している 5 自治体を除た 9 自治体では、是非、地域学校協働活動推進員の委嘱を進めていただきたいと思います。具体的には、別冊「Q & A 資料」に記載しています。

V 地域学校協働活動の一体的な推進について

1. 質問と回答数

項目 10. コミュニティ・スクールを担当する学校教育部署と、地域学校協働本部を担当する社会教育部署の教育委員会内の連携・協働に関すること

質問 29: 教育委員会内のそれぞれの担当部署の課長も含めた定期的な協議を行うなどして、相互にそれぞれの事業の内容を共有していますか。

(2) 充分にしている (8) まあ、している (6) していない (1) その他

質問 30: 教育委員会内で、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部のそれぞれに必要な規則や要綱等を相互に摺り合わせて策定・作成していますか。

(2) 充分にしている (2) まあ、している (11) していない (2) その他

質問 31: 教育委員会内で、教職員や運営協議会委員、コーディネーター等の研修については協働で協議しながら実施していますか。

(1) 充分にしている (5) まあ、している (11) していない (0) その他

質問 32: 教育委員会内で、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が計上する予算の摺り合わせをするなどして、一体的な予算化をしていますか。

(1) 充分にしている (2) まあ、している (14) していない (0) その他

項目 11. コミュニティ・スクールの関係者（教職員や運営協議会委員）と、地域学校協働本部の関係者（地域学校協働活動推進員や各種コーディネーター等）の情報の共有に関すること

質問 33: 教職員や運営協議会委員が地域学校協働本部の活動について、地域学校協働本部のコーディネーター等が学校の教育課程等の教育活動について、相互理解する機会をつくっていますか。

(3) 充分にしている (4) まあ、している (10) していない (0) その他

質問 34: 地域学校協働活動推進員等の本部のコーディネーターを運営協議会委員に任命していますか。

＜注意＞公民館職員や学校運営協議会委員等のコーディネーターも全て含んだ回答数である

(7) 全てしている (8) 一部している (2) していない (0) その他

質問 35: 地域学校協働本部の役割は何処が担っていますか。

＜注意＞2自治体では併用した取組をしている

(15) 地域学校協働本部 (0) 教職員 (4) 学校運営協議会 (1) その他、地域の組織・機関等

質問 36: 各学校等で、教職員や運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等の地域コーディネーターの3者が（児童・生徒も含むなどして）熟議等を行っていますか。

(5) 全てしている (7) 一部している (5) していない (0) 分からない

項目 12. 市町村における予算確保に関すること

質問 37：補助金終了後のことを含めて、将来的な構想を持って必要な予算を確保していますか。

該当するものすべてに○印を記入してください。

- (17) 学校運営協議会委員は非常勤の特別公務員であり、その報酬や費用弁償の経費
- (14) 地域学校協働活動推進員等の地域コーディネーターの一定の報酬や費用弁償の経費
※3自治体では公民館職員や学校運営協議会委員が担当しており予算化されていない。
- (5) その他の地域学校協働活動に必要な経費 等

質問 38：予算の確保のために、必要に応じて教育委員会が実施している既存の事業の統合や縮小、廃止等の見直しをするなどして検討していますか。

- (3) 十分にしている (12) まあ、している (2) していない (0) その他

質問 39：地域の様々な組織団体や企業等の活性化、地域産業の継承、女性の社会参加等への対応等にも繋がるという観点から、首長部局のまちづくりの予算との連携を検討していますか。

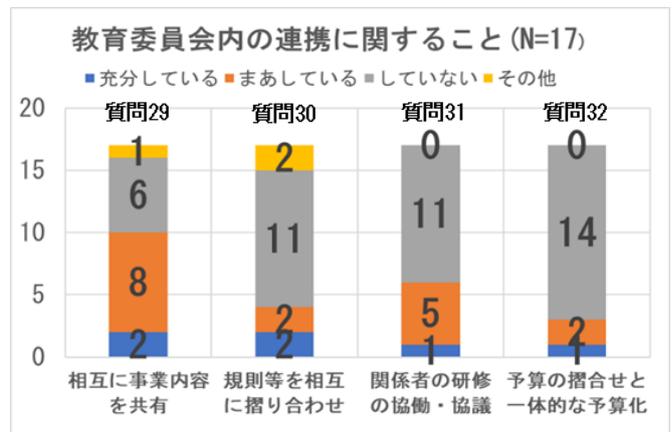
- (1) 十分にしている (3) まあ、している (12) していない (1) その他

2. 回答数のグラフと説明

学校運営協議会制度の導入と、地域学校協働本部の設置の両輪に取り組んでいる 17 自治体に対する 6 つの質問に関して、図 11～図 15 について取組状況を整理する。

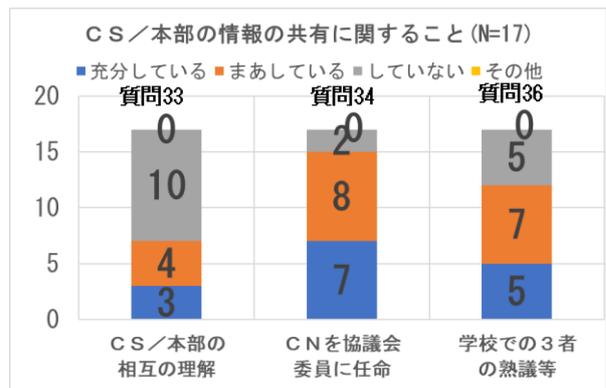
<図 11>教育委員会内の関係部署の連携に関する質問 29～質問 32 の回答を示している。学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備が両輪として働くことによってこの施策が成果を上げていくシステムであるにもかかわらず、関係する担当部署の情報の共有や取組の協働はこの図に示すとおりである。一方の取組の内容や方向性、規則や要綱等を知らないままに同じテーブルにつくこともなく、それぞれの担当部署での完結する仕組みで取り組まれていることが危惧される。

図 11 教育委員会内の連携に関すること



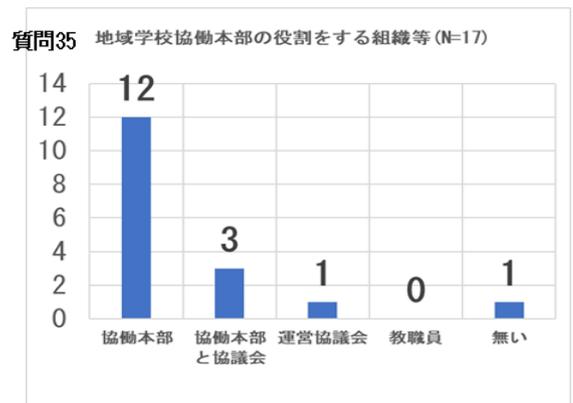
<図 12>コミュニティ・スクール関係者と地域学校協働本部関係者の情報の共有に関する質問 33、質問 34、質問 36 の回答を示している。質問 33 の相互に活動を理解することについて「十分にしている」が 3 自治体と少ない。質問 34 のコーディネーターを学校運営協議会委員に任命していない自治体（「一部している」を含む）が 10 自治体となっている。質問 36 の各学校での関係者の熟議等がされていない学校が多くあることが危惧される。

図 12 CSと本部の関係者の情報の共有について



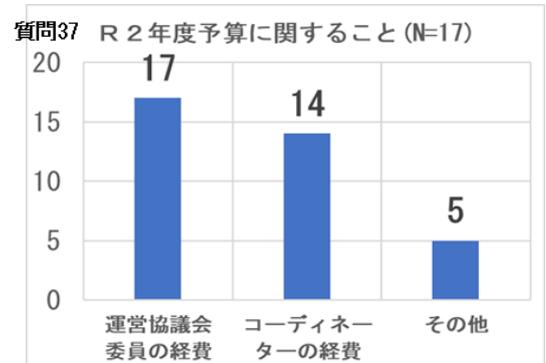
<図 13> 質問 35 の地域と学校の協働を推進する活動をおこなう地域学校協働本部の役割を担う組織・体制を示している。地域学校協働本部が担っている自治体が 12 自治体、地域学校協働本部と学校運営協議会の両方が担っている自治体が 3 自治体、学校運営協議会が担っている 1 自治体がある。また 1 自治体は地域学校協働本部の役割を担っている組織・体制が無いために現在検討している。教職員が担っている自治体が無いことは安心できる。

図 13 本部の役割を担っている組織等



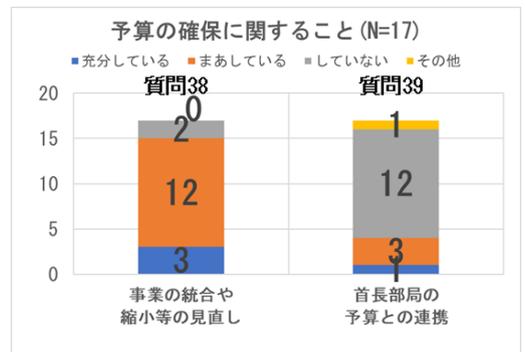
<図 14> 質問 37 の将来的な構想を持った必要な予算確保について令和 2 年度の状況を示している。学校運営協議会委員の報酬等の経費は全ての自治体で予算化できている。また、地域学校協働本部の地域コーディネーターを配置している 14 自治体では、地域学校協働活動推進員等の地域コーディネーターについて全てで予算化できている。しかし、学校運営協議会委員の活動や研修、地域学校協働本部の関係者の日常の活動や研修等に関する予算の確保は 5 自治体となっている。

図 14 令和 2 年度の予算状況



<図 15> 質問 38 と質問 39 の予算確保のための検討状況を示している。質問 38 の教育委員会内の予算の見直しについては、関係しそうな予算についての検討が一部おこなわれていることがわかる。首長部局の「ひと、もの、しごと創生」の施策と教育との関連の検討はほとんどされていないことがわかる。

図 15 予算の確保の検討に関すること



3. 地域学校協働活動の一体的な推進の取組状況の考察

教育委員会の中では、学校運営協議会制度は学校教育部署、地域学校協働本部は社会教育部署が担当しているのがほとんどです。2つの取組は両輪であり、両者の連携・協働がない中での地域学校協働活動の一体的な推進は困難なため、地域住民の教育力を活用するという観点から、相互に協働していくための方策について共通認識をもつことが必要です。

図 11 から分かるように、現実としては、教育委員会の中で学校運営協議会制度の導入は学校教育部署が担当して、学校運営協議会の設置や活動についても学校教育部署が担当しています。地域住民のネットワーク化と日常的な協働の取組は社会教育部署が地域学校協働本部を担当しており、まず、両部署の連携・協働の取組が必要ではないでしょうか。2つの取組は両輪であり、両者の連

携・協働がない中では地域学校協働活動の一体的な推進は困難であり、取組の大きな成果は期待できないことが危惧されます。具体的には、別冊「Q&A資料」を参考にしてみてください。

図 12 についても、現状では十分な取組がおこなわれていない状況であり、コミュニティ・スクールの学校運営協議会委員や教職員が地域学校協働本部の活動を知り、地域学校協働本部のコーディネーター等が学校の教育活動を知ることが協働の始まりになるのではないのでしょうか。そのため情報の共有の機会をどう作るかの検討をしてみてください。具体的には、別冊「Q&A資料」を参考にしてみてください。

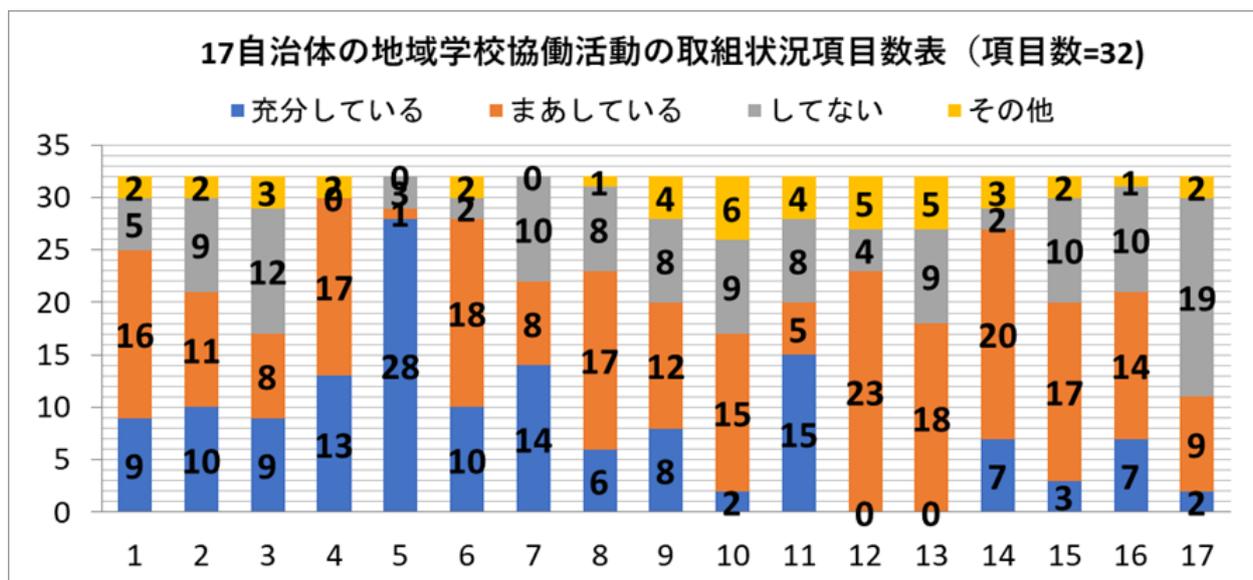
図 13 については、地域学校協働本部の役割を明確にした上で、どのようなシステムで地域住民や組織団体のネットワーク化と日常の活動を結びつけることが大切です。

図 14 と図 15 については、予算権が無いことが教育行政のネックですが、単に「予算が必要」ではなく、地域学校協働活動の重要性や、首長部局の施策との関連等を整理した説明資料を作成して検討することが大切です。具体的には、別冊「Q&A資料」を参考にしてみてください。

下の図 16 は、今回の39の質問の中での「充分している」「まあ、している（一部している）」「していない」「その他」の32の質問についての回答を17の自治体毎に示しています。質問と回答のニュアンスが若干異なりますので、それぞれの自治体の取組を詳細に見るのではなく、取組状況のイメージとして見ていただきたいと思います。この図からは自治体によって取組の程度の違いや取組の必要性の認識の違いなどがあることが考えられます。図の見方については、5番の自治体は「充分にしている」が26/32であり、12番や13番の自治体は「まあ、している（一部している）」がほとんど、17番の自治体は「していない」が多いことを示しています。このように、自治体によって取組が大きく異なることがわかつてと思います。

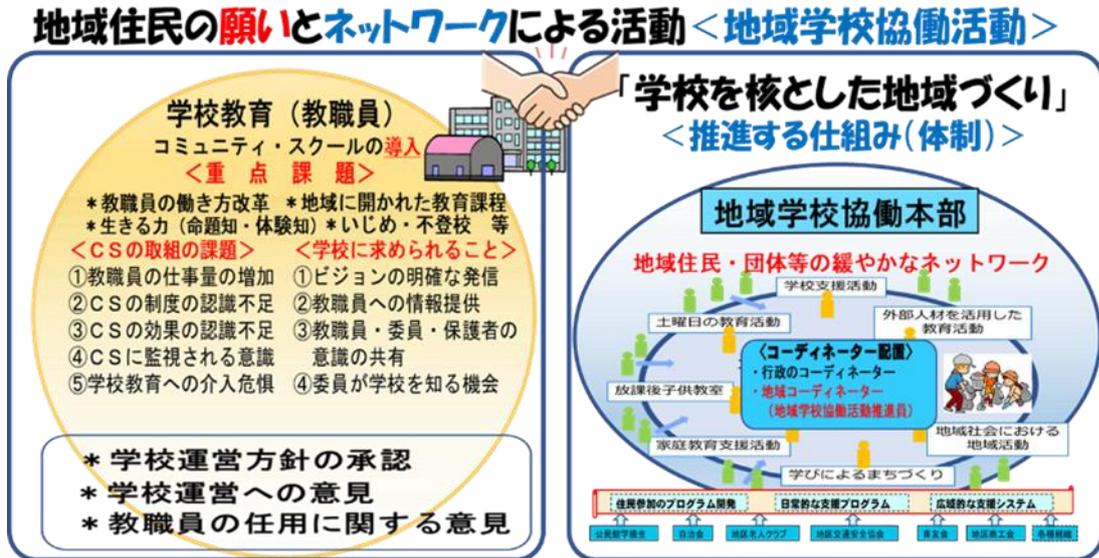
地域学校協働活動を推進するためには、関係部署が情報の共有と活動の協働を推進して、17自治体が、地域の実態を踏まえて一つでも多くの「充分にしている」という取組を目指していただきたいと思います。

図 16 17自治体毎の取組状況一覧



下の図 17 は、今後の取組として大切にしていきたい構想を示しています。地域学校協働活動は学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクールと、地域学校協働本部の両輪でその機能を発揮するものであり、行政としての担当部署、現場としてのそれぞれの組織・体制の役割が重要になると考えられます。

図 17 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の関係について



VI 市町村教育委員会へのアンケートのまとめ

文部科学省では、2022年度にこれまでの学校運営協議会制度の取組を検証することとしているようなので、現在の「努力義務」から「義務」となった場合を念頭において、学校運営協議会制度の有効的な取組について今から検討することが求められるのではないのでしょうか。単に学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールを拡大するだけではなく、地域学校協働活動の推進という観点からの地域学校協働本部の体制整備を含めたプランの策定が求められます。今回の市町村教育委員会へのアンケートと、それを基にした、別冊の「Q&A資料」をその一助として活用していただければ有り難いと思います。

当NPO法人大分県協育アドバイザーネットは、今回のアンケートを基にして、別冊「Q&A資料」の内容について、実践者を対象とした草の根的な出前のコンサルティング・研修・交流会を実施することとしています。現状では3自治体からの依頼がありますが、今後の依頼も含めて対応したいと考えています。

<例>コーディネーター対象、コミュニティ・スクール担当教職員対象、運営協議会委員長対象
〇〇学校の関係者対象 教育委員会職員対象 等

今回の市町村教育委員会へのアンケートにご協力いただきました関係者へ改めましてお礼を申し上げますとともに、10月中には「Q&A資料」をお送りさせていただきます。

本当にありがとうございました。

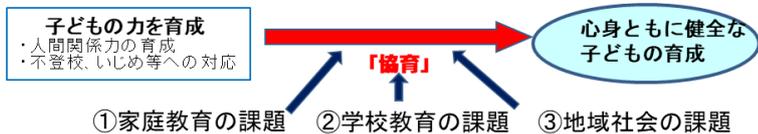
NPO法人大分県協育アドバイザーネットの願い

地域での子どもの体験活動や学校教育への積極的な支援等を通して、未来を創る子どもたちを育てるために、家庭、学校、地域社会の教育の協働を推進する NPO 法人です。子どもに関わることをとおして、大人社会の再構築の推進も行う「教育の協働（協育）」を推進する一翼を担い、大分県における「協育」のプラットフォームとしての活動を進めるために多くの方々との繋がり、ネットワークを作っていきたいと考えています。

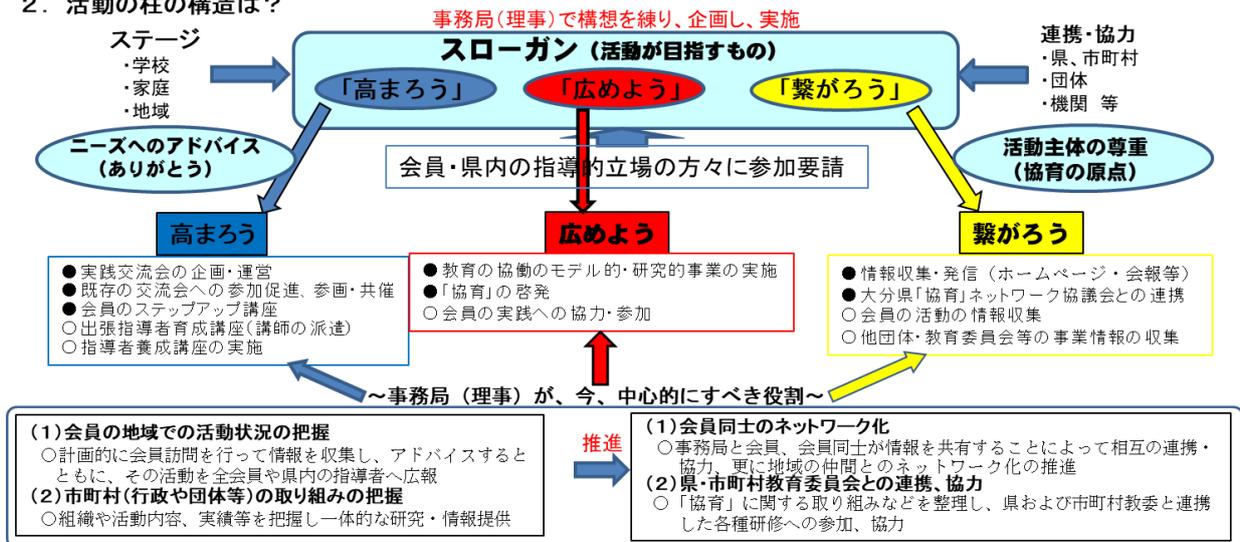
小さな小石でも、水面に投げると「波紋」が広がるように「協育」の活動が地域に広がっていくことを目指しています

NPO法人大分県「協育」アドバイザーネットの活動の方向性

1. NPO法人大分県「協育」アドバイザーネットの立ち位置は？



2. 活動の柱の構造は？





2020年（R2年）10月

学校と地域の新たな協働体制の構築のための
取組状況調査の報告書

【補助事業者】 公益財団法人おおいた共創基金
<事業名> 令和2年度ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業

【事業実施者】 NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク
〒874-0919 別府市石垣東9丁目4-52-301号
E-mail: connect@kyouiku-adviser.net
<当法人事業名> 地域とともにある学校づくりの推進